

小郡市長等、職員及び議員のハラスメント防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、市長等、職員及び議員がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員で本市に勤務するものをいう。
- (3) 議員 市議会議員をいう。
- (4) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者であって、本市の各機関を役務の提供先とするものをいう。
- (5) 職場 職員がその職務を遂行する場所をいい、出張先その他職員が通常執務をする場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。
- (6) 性的な言動 性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。
- (7) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他誹謗中傷、事実を反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって相手方の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害するものをいう。
- (8) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害するものをいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (10) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるものをいう。
 - ア 次に掲げる事由に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。
 - (ア) 妊娠したこと。
 - (イ) 出産したこと。
 - (ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

(エ) 不妊治療を受けること。

イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。

(市長等の責務)

第3条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが行われたとされる場合又はハラスメントが行われた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 副市長は、市長を補佐し、前項に規定する措置等をともに実施しなければならない。

3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督者（地方公務員法第28条の2第1項に規定する管理監督職にある職員をいう。以下この条において同じ。）は、職員の育成及び能力開発が責務であることに留意するとともに、職場におけるハラスメントの防止に努めなければならない。

2 管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 管理監督者は、ハラスメントの相談及び苦情の申出、調査への協力その他のハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、他の職員を職務遂行上の対等なパートナーとして認め、互いの人権を尊重しなければならない。

(議長の責務)

第6条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(ハラスメントの禁止等)

第8条 市長等、職員及び議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 市長等、職員及び議員は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない。

(相談等の申出)

第9条 市長等、職員若しくは議員からのハラスメントを受けた職員又は当該ハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員は、人事課長、次条第1項のハラスメント相談員又は

第11条第1項の第三者相談窓口に対し、当該ハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

2 市長等若しくは職員からのハラスメントを受けた派遣労働者又は当該ハラスメントを目撃し、若しくは把握した派遣労働者は、人事課長に当該ハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

3 申出は、現実にはハラスメント事案が発生した場合に限らず、その発生のおそれがある場合にも行うことができる。

(ハラスメント相談員)

第10条 市長は、申出に対応するための窓口として、相談員を置く。

2 相談員は、職員のうちから市長が任命する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 申出を受けること。

(2) 申し出た者の同意を得た上で、申出の内容を人事課長に報告すること。

(第三者相談窓口)

第11条 市長は、申出に対応し、その円滑かつ公正な解決を図るため、第三者によるハラスメント相談窓口（以下「第三者相談窓口」という。）を設置する。

2 第三者相談窓口の相談員は、ハラスメントに関して専門的知識を有する者（法人を含む。以下同じ。）とする。

3 第三者相談窓口は、次の業務を担当するものとする。

(1) 申出を受けること。

(2) 申出があった事案について、申し出た者に専門的見地から適切な助言等を行うこと。

(3) 申し出た者の同意を得た上で、申出の内容を人事課長に報告すること。

(事実関係の調査等)

第12条 市長は、申出に対し、事案の当事者その他事案の関係者（以下「当事者等」という。）に対し事実関係の調査を行い、事案の適切な処理及び解決を図らなければならない。

2 市長は、第9条の規定にかかわらず、ハラスメントに関する事案を把握した場合は、必要に応じて、当事者等に対し事実関係の調査を行い、事案の適切な処理及び解決を図らなければならない。

3 市長は、前2項について、公平・公正な処理及び解決を図るために、ハラスメントに関して専門的知識を有する者に、次の各号に掲げる事項を委託することができる。

(1) 当事者等への事実関係の聞き取り調査

(2) 当該ハラスメント事案の事実認定の可否

(3) 問題解決及び再発防止のために必要な措置の検討

(4) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、事案の当事者が議員の場合は、当該申出の事実関係の調査について、議長に協

力を要請できるものとする。

(対応措置)

第13条 市長又は議長は、前条の事実関係の公正な調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、次の各号に掲げる行為者に対しそれぞれ必要に応じて当該各号に定める措置を行うことができる。

(1) 市長等又は議員 公表

(2) 職員 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第14条 市長等、派遣労働者、相談員、その他事案に関する業務に携わる職員は、当事者等のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 市長等及び職員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(要請に係る措置)

第16条 市長は、市長等又は職員からハラスメントを受けたとされる事案について、派遣労働者を雇用する事業者、市と業務委託契約その他の契約を締結している事業者その他の市が行う事業に係る事業者（次項において「事業者等」という。）から必要な協力を求められた場合は、この条例の規定に準じた措置を行うよう努めるものとする。

2 事業者等は、市長等又は職員がハラスメントを受けたとされる事案について、市長から必要な協力を求められた場合は、それに応じるよう努めるものとする。

(職務の代理)

第17条 ハラスメントを行ったとされる者が市長又は議長である事案においては、この条例の規定による権限の行使は、それぞれ副市長等又は副議長等がその職務を代理する。

(研修)

第18条 市長は、ハラスメントの防止等を図るため、市長等及び職員に対し必要な研修を実施しなければならない。

2 議長は、ハラスメントの防止等を図るため、議員に対し必要な研修を実施しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。